

特定調達品目及び判断の基準等の 見直しの概要（案）

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について
3. 令和6年度継続検討品目等について
4. その他の検討事項・品目等

令和5年12月13日

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和5年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

令和5年度の検討において、

- 基本方針（前文）にGX推進戦略（令和5年7月）において示されたグリーン製品の市場拡大、イノベーション促進のための需要創出に向け、グリーン購入法等においてGXに資する見直し検討（調達すべき製品に係る判断の基準、算定方法等）に関する記載の追加等
- 「カーボンフットプリント ガイドライン」の策定（令和5年5月）に伴う修正等※
 - ※ 基本方針（前文）において同ガイドラインを明記するとともに、判断の基準又は配慮事項として設定した品目が参照するCFP（物品等の定量的環境情報の適切な算定・開示）の参照規格として該当するISOに加え、同ガイドラインを併記（備考）
- 判断の基準等の見直しを行った品目は23品目※
 - ※ 文具類共通の判断の基準等の見直しは除く

令和6年度において新規品目の追加/削除はなく22分野287品目

令和5年度における見直し品目一覧及び概要【2/3】

分野	品目	見直しの概要等
紙類	塗工されていない印刷用紙、 塗工されている印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃 ○ 管理木材パルプの重み付けを設定（古紙・森林認証材・間伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したパルプの中間の評価） ○ 総合評価値を70以上から80以上
文具類	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）、ノート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 布粘着テープはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価（エコマーク認定基準との整合） ○ ノートは塗工印刷用紙の判断の基準等の見直しに対応
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンフットプリントの算定等に係る基準値1の経過措置の終了
	プロジェクタ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象範囲の拡大（5,000lm以上の製品を対象に追加） ○ エコマーク認定基準の活用
オフィス機器等	シュレッダー※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の化学物質の使用制限を判断の基準に格上げ（1年間の経過措置を設定） ○ エコマーク認定基準の活用
	電子式卓上計算機	<ul style="list-style-type: none"> ○ バイオマスプラスチックの使用を判断の基準に追加
家電製品	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貯湯式及び瞬間式のエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準を強化（1年間の経過措置を設定）

注：※印はカーボンフットプリントの算定等を配慮事項に設定した品目。カーボンフットプリント等についてはスライド7枚目も参照

令和5年度における見直し品目一覧及び概要【3/3】

分野	品目	検討状況・見直し内容等
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用は2025年度目標のエネルギー消費効率を適用 ○ 業務用はエネルギー消費効率（年間加熱効率）の引き上げ
	ガス温水機器※	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス温水機器はハイブリッド給湯器を対象に追加 ○ 2025年度目標のエネルギー消費効率に基づき基準を設定
	石油温水機器※	○ 2025年度目標のエネルギー消費効率に基づき基準を設定
	ガス調理機器※	—
照明	LEDを光源とした内照式表示灯※	○ カーボンフットプリント及びカーボン・オフセットを設定
自動車等	乗用車	○ 2030年度燃費基準値の70%達成レベル（令和6年度）、80%達成レベル（令和7年度）
	小型貨物車	○ 2022年度燃費基準値の90%達成レベル（令和6年度及び7年度）
公共工事	断熱ドア・サッシ	○ 「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称の変更に伴う配慮事項の変更
	自動水栓	○ 節水効果の向上を図るため判断の基準を見直し
役務	印刷	○ 印刷用紙（非塗工及び塗工）の見直しに対応
	食堂	○ 食器は可能な限り修繕・再生利用されることを配慮事項に設定
	印刷機能等提供業務	○ コピー機等3品目のカーボンフットプリントの算定等に係る経過措置の終了に対応

注：※印はカーボンフットプリントの算定等を配慮事項に設定した品目。カーボンフットプリント等についてはスライド7枚目も参照

タイプ I 環境ラベル（エコマーク）の活用

- 令和5年度において判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した品目はプロジェクタ及びシュレッダーの2品目
- これまでに環境ラベルの活用を行った分野又は品目は下表のとおり（108品目）

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和5年度における見直し品目一覧及び概要
- ② **カーボンフットプリント等に係る取組の促進について**
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

- **令和5年度においても引き続き、カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進**
 1. **対象品目の拡大（判断の基準等への設定）**
 - ✓ カーボン・オフセットの取組の推進、J-クレジット活用による需要拡大等を図るためには、その前提の要件として製品の定量的環境情報の開示（CFP等）が必要
 - ✓ 見直し品目については、原則として**CFPの算定・開示を判断の基準又は配慮事項に設定**するとともに、**対象品目を拡大**
 2. **CFPガイドラインの策定を踏まえた対応**
 - ✓ サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減の促進に向け、令和5年5月に策定された「**カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン**」を踏まえた対応の促進
 - ✓ 業界団体・関係省庁等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
 - ✓ CFPガイドラインの策定に伴うCFPの算定方法の記載の追加
 3. **GX基本方針に掲げられたグリーン製品の新たな需要創出への対応**
 - ✓ 基本方針の前文に**GX推進戦略**の閣議決定を受けた取組を記載
 - ✓ CFP、環境ラベルの活用等の更なる推進、製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与などの需要拡大に向けた方策について継続して検討
 4. **インフラ分野におけるカーボンニュートラルに向けた取組（国土交通省）**
 - ✓ 建設材料・機械・監理プロセスでのCO₂排出削減効果の定量化等による建設分野のGXの推進（BRIDGE）

CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント ^{注3}	カーボン・オフセット
文具類	配慮事項	—
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項
コピー機等3品目 ^{注3}	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
プロジェクト^{注1}	配慮事項	—
シュレッダー^{注1}	配慮事項	—
テレビジョン受信機	配慮事項	—
電気便座	配慮事項	—
温水器等4品目^{注1注2}	配慮事項	—
LED照明器具	配慮事項	配慮事項
LEDを光源とした内照式表示灯^{注1}	配慮事項	配慮事項
電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項
消火器	配慮事項	—
タイルカーペット	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
ニードルパンチカーペット、 タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項

注1：黄色背景・太字の品目が本年度の判断の基準等（配慮事項）への設定品目

注2：温水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3：コピー機等3品目の「基準値1」の経過措置は令和5年度末で終了。令和6年度より運用開始

注4：現行の基本方針（令和5年2月）の対象品目はCFPガイドラインの策定に伴う算定方法の記載を追加

定量的環境情報の開示（CFP等）に関連する基本方針の改定（案）

令和5年2月閣議決定の**基本方針（前文）**にサプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減の観点から、物品等の**定量的環境情報の適切な算定・開示**に係る記載を追加したところ。今般の改定において令和5年3月に策定された**ガイドライン名を明記**

【定量的環境情報に関連する該当箇所（抜粋）】

- さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする（p.7）。

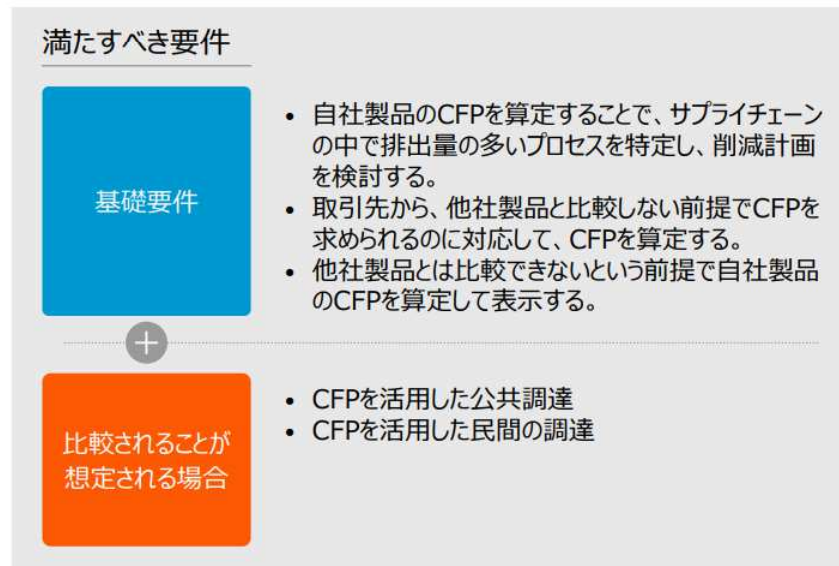
カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン（令和5年5月）

製品単位の温室効果ガス排出量算定を行う事業者等を対象に、**CFP算定の取組指針を示し、算定の取組を促すことを目指す**もの。ISO 14067:2018等の国際的な基準に整合しつつ、用途に応じたCFP算定に取り組む上で必要な対応や考え方、実施方法を解説。既存の基準では明確にされていない部分の取組方針についても示している。

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「**基礎要件**」と、「**比較されることが想定される場合**」（公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合）の**追加的要件**を整理。
- 「**基礎要件**」については、他社製品との比較を前提としない場合には、**これに則ればISO等の国際基準に整合した算定等が行える**よう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「**比較されることが想定される場合**」については、**基礎要件に追加して満たすべき要件**を示すとともに、この場合に必要となる「**製品別算定ルール**」に盛り込むべき事項を明示する。

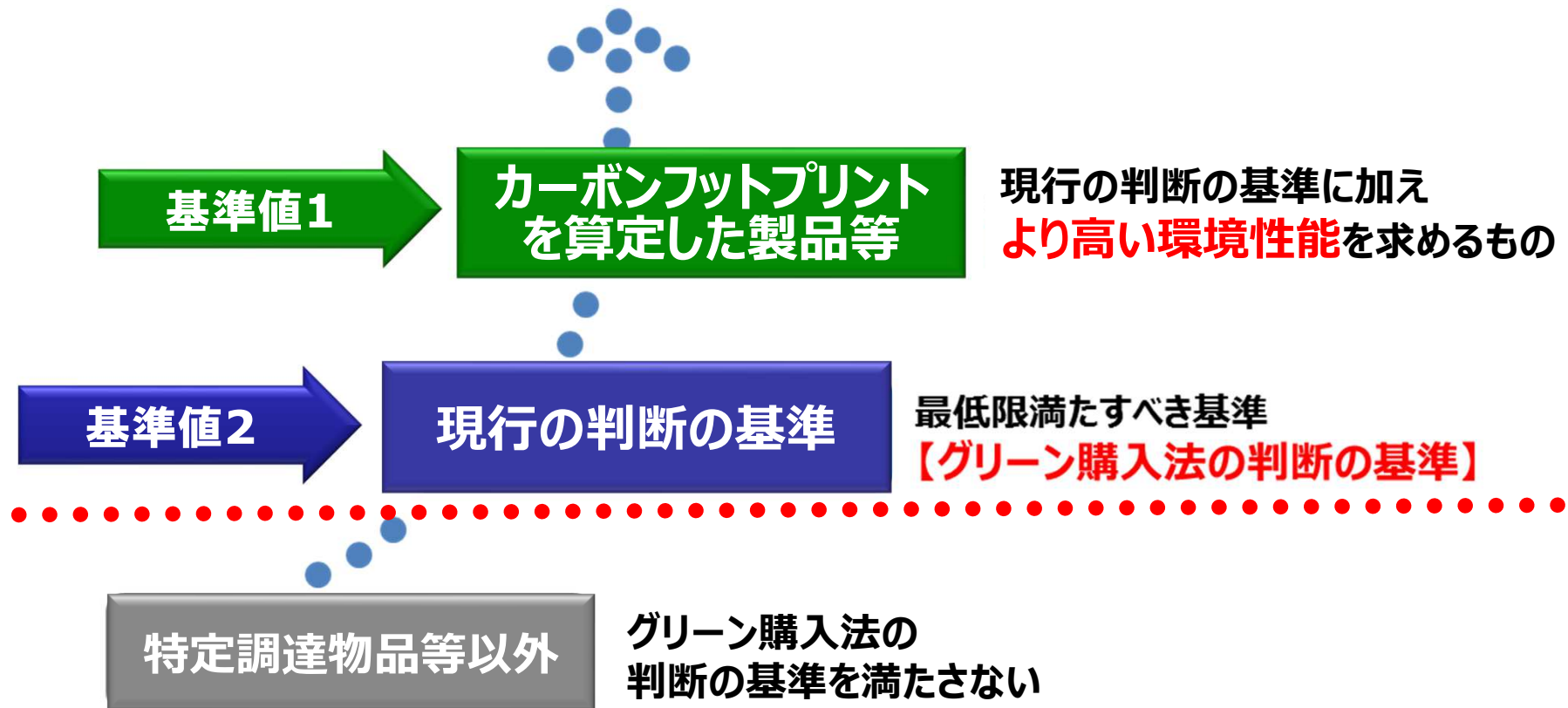
CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例



CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、**本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能**となる。また、本ガイドラインが標準となることで、**異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められる**といった問題が一定程度解消されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して**異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記**することで、**業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進**され、**公共調達等にも活用**されることが期待される。
- **優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドラインに明示**することで、**1次データの活用促進**、ひいては**サプライチェーン全体での排出削減が促進**されることが期待される。

※ 本年度経済産業省において**CFPガイドラインに整合的な製品別算定ルールの策定支援事業**を実施中



- **【基準値1】** カーボンフットプリントを算定した製品等
→ より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準（基準値2）」に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- **【基準値2】** 現行の判断の基準
→ 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

- LEDを光源とした内照式表示灯について「カーボンフットプリントを算定した製品等」及び「カーボン・オフセットされた製品等」を配慮事項として設定

品 目	判断の基準等
LEDを光源とした内照式表示灯	<p>【判断の基準】</p> <ol style="list-style-type: none">① 定格寿命は30,000時間以上であること。② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none">① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。② ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。④ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。⑤ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(前 略)

- 備考) 1 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 3 LED照明器具に係る配慮事項②、LEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の**定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040及びISO 14044) 及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン (令和5年5月)」等に整合して算定したものとする。**
- 1 4 LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。
- 1 5 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(後 略)

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和5年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日及び令和4年12月14日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出
- こうした状況を受け、令和4年度の特定調達品目検討会における議論を経て、令和5年2月に令和7年度末までの時限措置として判断の基準を変更したところ
- 令和5年度において特定調達品目検討会の下に印刷用紙専門委員会を設置し、印刷用紙に係る判断の基準等の見直しの検討を実施

印刷用紙に係る判断の基準等の見直しの背景・考え方・基準等（概要）

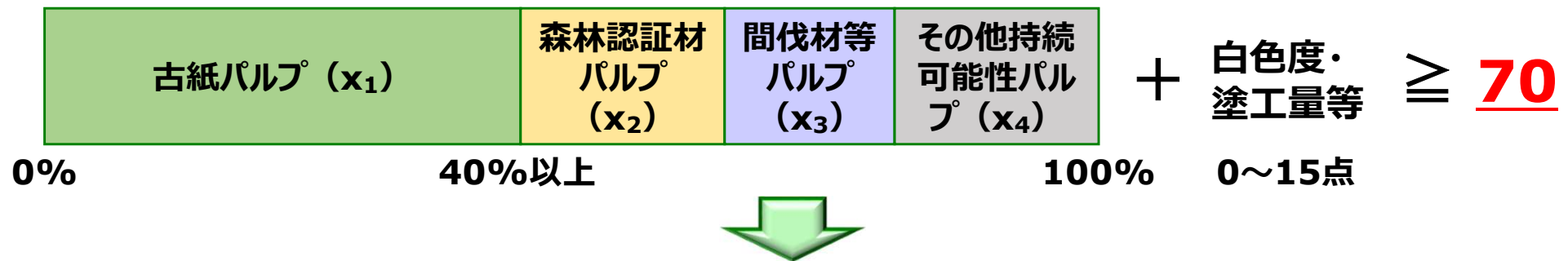
背景等	考え方	対応・基準等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源循環に加え、森林の持続可能性、生物多様性等を一層評価 ○ 製紙メーカーの木材原料の持続可能性を目指した取組を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙、森林認証材、間伐材等を同等の環境価値として評価 ○ 管理木材パルプを指標項目に採用 ○ グリーン購入法適合品の供給量の増大（環境に配慮された印刷用紙の普及促進） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃 ○ 管理木材パルプの重み付けを設定（古紙・森林認証材・間伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したパルプの中間の評価） ○ 総合評価値の70以上から80以上へ

印刷用紙に係る判断の基準【原料パルプ】

- 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを高く評価（重み付け1.0）
- 管理木材パルプの評価の重み付けを「0.75」、それ以外（x₅）を「0.5」
- 原料として使用できるパルプをx₁～x₅の5種類に限定【判断の基準②を設定】
- 総合評価値を「70以上」から「80以上」に引き上げ

基準等	原料となるパルプの種類				
現行基準	古紙パルプ (x ₁)	森林認証材パルプ (x ₂)	間伐材等パルプ (x ₃)	—	その他の持続可能性を目指したパルプ (x ₄)
見直し案	古紙パルプ (x ₁)	森林認証材パルプ (x ₂)	間伐材等パルプ (x ₃)	<u>管理木材パルプ (x₄)</u>	その他の持続可能性を目指したパルプ <u>(x₅)</u>

【現行基準】 総合評価値 = (x₁ - 10) + x₂ + x₃ + 0.5x₄ + 加点 (40 ≤ x₁ ≤ 100)



【見直し案】 総合評価値 = x₁ + x₂ + x₃ + 0.75x₄ + 0.5x₅ + 加点



白色度の考え方について

- 古紙パルプの最低保証をなくしバージンパルプのみの配合を認めることから白色度※に係る加点の内容の見直しが必要
 - ※ JIS P 8148に定めるISO白色度（拡散青色光反射率）によって求められる紙の白さの程度であつて、生産時の製品ロットごとの管理標準値（±3%の範囲は許容）
- 古紙パルプ配合率とバージンパルプ配合率から白色度の基準値を設定し、基準値と実際の白色度の比較により0～15点加算

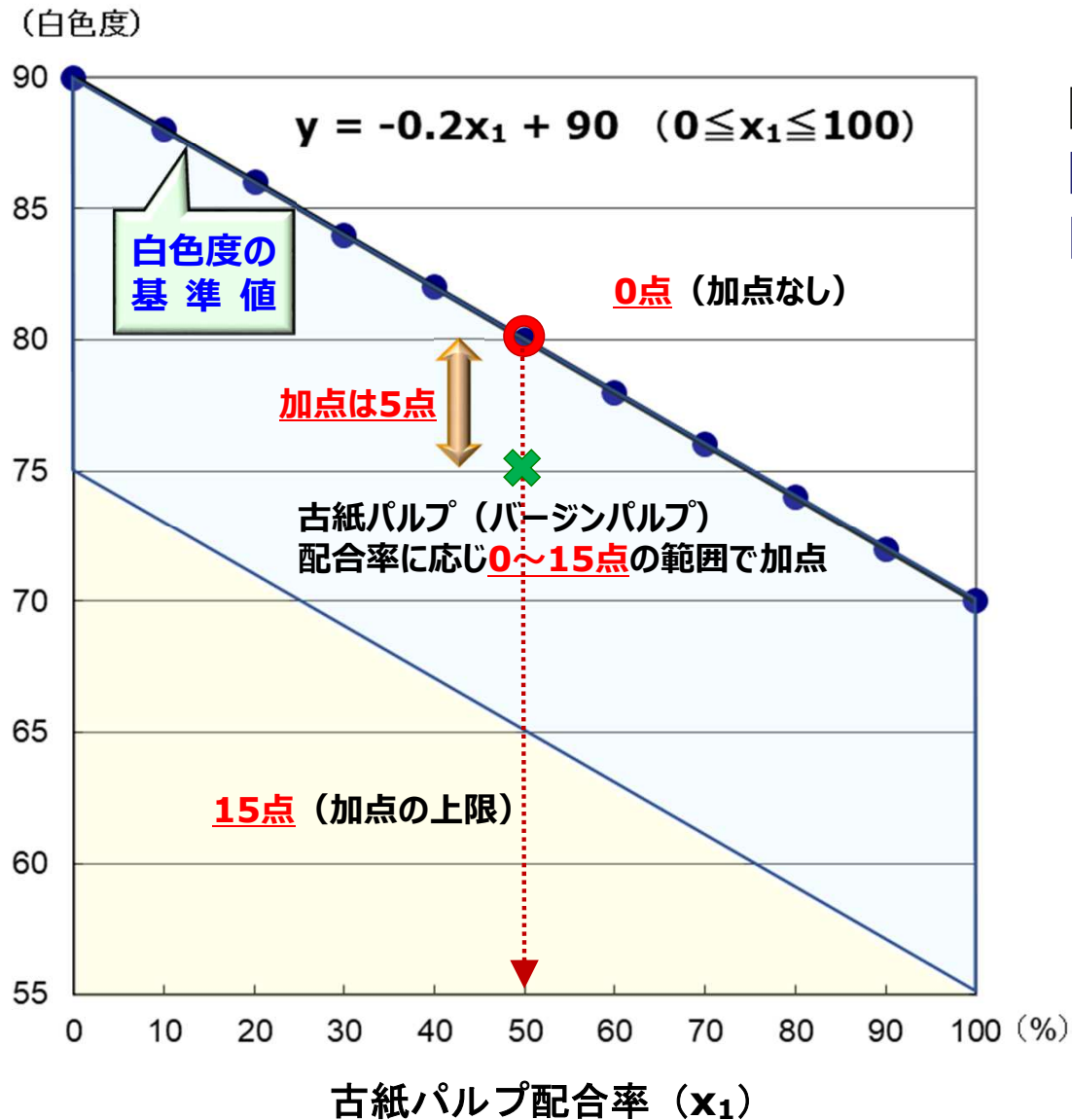
$$\text{白色度の基準値} = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times \sum x_{2\sim 5}$$

塗工量の考え方について

- 塗工紙の種類（コート紙、軽量コート紙、微塗工印刷用紙）による塗工量の加点の考え方は変更なし
- 塗工紙の種類に応じた加点設定とし、0～15点加算
上限は従来どおり両面で30g/m²（軽量コート紙）以下

印刷用紙については用途・目的等を踏まえ適切な白色度や塗工量の用紙を選択・使用することが重要

【参考】白色度の加点イメージ



- 15点 (加点の上限)
- 0~15点の範囲で加点
- 0点 (加点なし)

古紙パルプ配合率・バージンパルプ配合率に応じた白色度の基準値を白色度が下回る場合に0~15点の範囲で加点

【加点の例】

古紙パルプ配合率50% (=バージンパルプ配合率50%) の場合の白色度の基準値 (●印) は

$$0.7 \times 50 + 0.9 \times 50 = 80$$

であり、当該非塗工印刷用紙の白色度が75 (×印) とすると、その差の5点 (= 80 - 75) が加点となる

印刷用紙に係る判断の基準【加点項目の算定式】

【塗工されていない印刷用紙】

現行基準： $y_4 = -x_5$ （白色度） + 75（ $60 \leq x_5 \leq 75$, $x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60$, $x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75$ ）
 ←75%以下の白色度に対してその差を加点

見直し案： $y_4 = -x_6$ （白色度） + x_7 （白色度の基準値）

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times \sum x_{2 \sim 5}$$

$$(x_6 - 15 \leq x_6 \leq x_7, x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, x_6 > x_7 \rightarrow x_6 = x_7)$$

←古紙パルプ配合率とバージンパルプ配合率から白色度の基準値を算出し、算出された基準値に対してその差を加点

※ 古紙パルプ配合率100%の場合**70%**, バージンパルプ配合率100%の場合**90%**

【塗工されている印刷用紙】

現行基準： $y_5 = -0.5x_8$ （塗工量） + 20

$$(0 < x_8 \leq 10 \rightarrow x_8 = 10, 10 < x_8 \leq 20 \rightarrow x_8 = 20,$$

$$20 < x_8 \leq 30 \rightarrow x_8 = 30, x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40)$$

←微塗工紙のうち、より少ない塗工量のものは15点、それ以外は10点、

軽量コート紙（A3）は5点、コート紙（A2）及びアート紙（A1）は0点

用紙 塗工量	微塗工（小） 0~10g/m ²	微塗工（大） 10~20g/m ²	軽量コート紙（A3） 20~30g/m ²	コート紙（A2） 30~40g/m ²	アート紙（A1） 40g/m ² ~
加 点	15	10	5	0	0

総合評価値以外の判断の基準は今般の見直しに当たり新たに設定した「原料パルプの限定」（判断の基準②）を含め、以下のとおり

- **判断の基準② 原料として使用できるパルプを限定【新規】**
 - 古紙の利用促進、持続可能な森林経営の推進、森林保全・森林吸収源の確保等の観点から原料として使用できるパルプを限定
 - ✓ 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指したパルプの5種類のみが使用可能
- **判断の基準③ パルプの原料となる原木の合法性の確認【現行】**
 - 違法伐採対策としてバージンパルプの原料となる原木の合法性の確認が必要
 - ✓ 端材、林地残材・小径木等の再生資源を原料とするものは適用除外
- **判断の基準④ 製品の総合評価値及び内訳が確認できること【現行】**
 - 製品の総合評価値及び内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値、評価値）がWebサイト等で容易に確認できることが必要
- **判断の基準⑤ リサイクルしにくい加工の禁止【現行】**
 - 使用済みとなった紙製印刷物の適切なリサイクルを推進する観点から、リサイクルしにくい加工が施されていないことが必要

- 原料として使用可能なパルプの評価（下記の5種類のパルプに限定）
古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプ > 管理木材パルプ > その他持続可能性パルプ
- 総合評価値を70以上から80以上に引き上げ

品 目	判断の基準等
<p>塗工されていない印刷用紙</p> <p>塗工されている印刷用紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. <u>塗工されていないもの</u>にあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考6の算定式により総合的に評価した<u>総合評価値が80以上</u>であること。</p> <p>イ. <u>塗工されているもの</u>にあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した<u>総合評価値が80以上</u>であること。</p> <p>② 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。</p>

品 目	判断の基準等
<p>塗工されていない印刷用紙</p> <p>塗工されている印刷用紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>③ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>④ 製品の<u>総合評価値及びその内訳</u>（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）<u>がウェブサイト等で容易に確認できること。</u></p> <p>⑤ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 総合評価値がより高いものであること。</p> <p>② 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③ バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考)
- 1 「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。
 - 2 「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。
 - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - 3 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
 - 4 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、**管理木材パルプ配合率**、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。
 - 5 「総合評価値」とは備考6に示されるY₁又はY₂の値をいう。
「指標値」とは、備考6に示されるx₁,x₂,x₃,x₄,**x₅**の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考6に示されるx₆,x₈の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考6のy₁,y₂,y₃,y₄,y₅について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

備考) 6

【算定式については前記のスライド16～19を参照】

7～10

(中略)

- ~~1-1 令和4年度における印刷用紙に係る判断の基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和7年度末までの時限措置とし、令和7年度まで製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。~~
~~なお、令和4年2月25日閣議決定の基本方針で適用していた、見直し前の判断の基準は以下のとおり。~~

~~判断の基準①で求める備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。~~

$$~~y1 = x1 - 10 \quad (60 \leq x1 \leq 100)~~$$

$$~~y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 40)~~$$

$$~~y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 40)~~$$

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和5年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

① ヒートポンプ式電気給湯器

- ヒートポンプ式電気給湯器は平成16年2月から特定調達品目に追加。平成20年2月に従前の「電気給湯器」から、現在の名称へ品目名の修正を行うとともに、判断の基準として冷媒へのHFCの不使用を追加
- 平成26年2月には家庭用ヒートポンプ式電気給湯器について省エネ法トップランナー基準の設定に伴い、判断の基準を成績係数（COP）から現行のエネルギー消費効率へ見直し
- 平成31年2月には業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数（COP）から年間加熱効率へ見直し
- 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器は、省エネ法トップランナー基準の見直しが令和3年5月に行われ、2025年度を目標年度とする新たな基準が設定

- 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器については市場への供給状況等を確認の上、2025年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準を適用
- 業務用ヒートポンプ式電気給湯器についてはエネルギー消費効率（年間加熱効率）の引き上げ
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

② ガス温水機器、石油温水機器

- ➔ ガス温水機器及び石油温水機器については平成16年2月から特定調達品目に追加。令和2年2月まで軽微な内容以外の判断の基準等の見直しは未実施
- ➔ 令和2年2月に潜熱回収型温水機器に係る判断の基準を設定（エネルギー消費効率90以上）し、基準の強化を図ったところ
- ➔ ガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準が令和3年4月に施行されたところ
- ➔ さらに、高効率ガス温水機器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つのユニットを組み合わせた「ハイブリッド給湯器」が上市されているところ

- ガス温水機器及び石油温水機器については市場への供給状況及び2025年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準の達成状況に基づき新たな判断の基準を設定（令和6年度においても引き続き検討を継続）
 - ➔ 潜熱回収型温水機器は原則90%以上（ただしガス温水機器の瞬間湯沸器の強制通気式、ガスふろがま、石油温水機器の給湯用のものはトップランナー基準で可）
 - ➔ 従来型の温水機器については市場への供給状況等を踏まえ達成レベルを設定
- ガス温水機器については省CO₂・省エネルギー効果の高いハイブリッド給湯器を新たに対象に追加
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

ガス温水機器に係る判断の基準及びトップランナー基準達成レベル

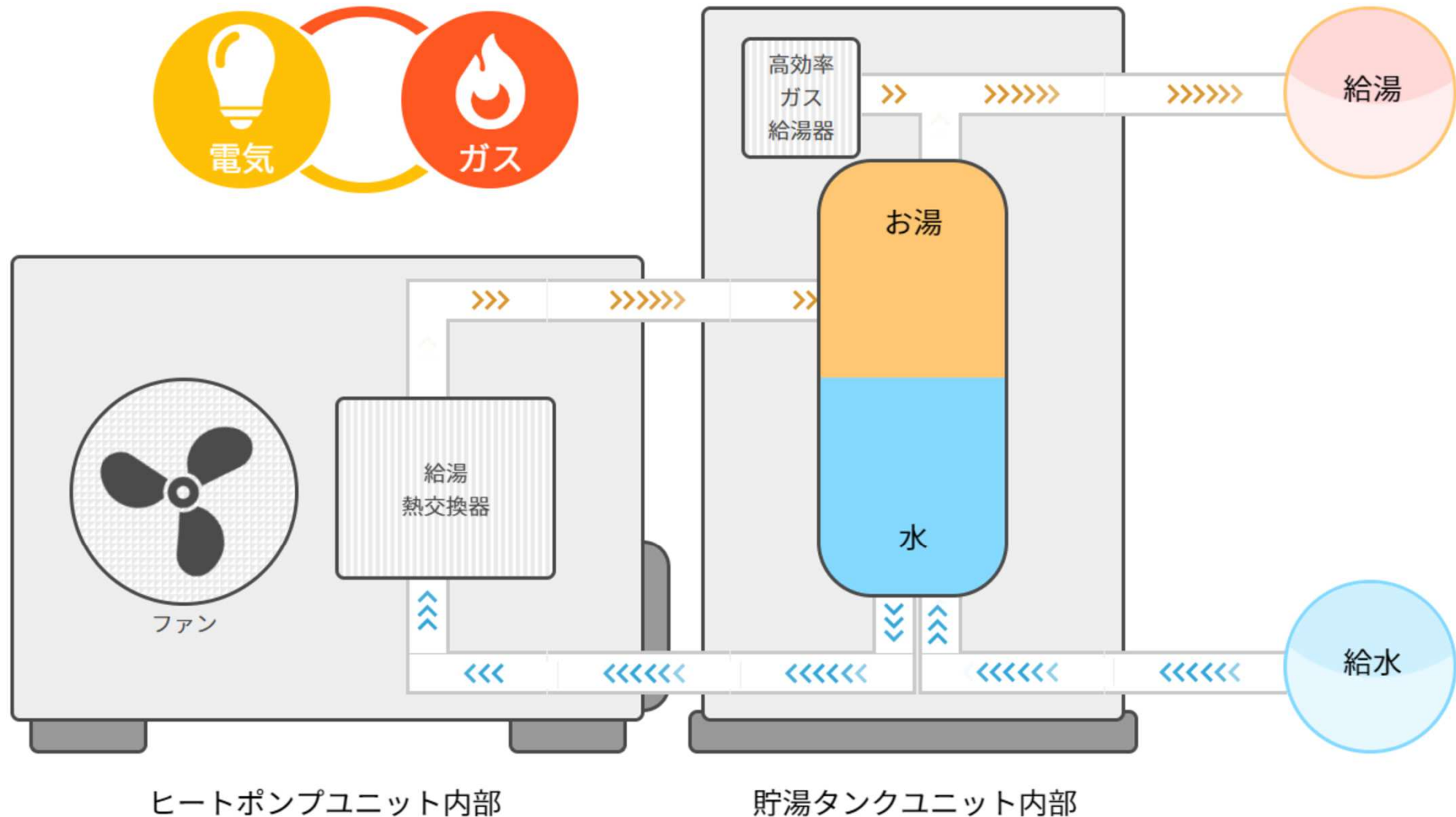
区 分		判断の基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル)
用 途	通気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	トップランナー基準の 達成
	強制通気式	トップランナー基準の 93/100 (93%)
ガスふろがま		トップランナー基準の 86/100 (86%)
ガス暖房機器		トップランナー基準の 91/100 (91%)

石油温水機器に係る判断の基準及びトップランナー基準達成レベル

区 分		判断の基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル)	
用 途	加熱方式		
給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	トップランナー基準の 95/100 (95%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 90/100 (90%)
	浴用あり	瞬間形	トップランナー基準の 95/100 (95%)
		貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 90/100 (90%)
暖房用のもの	貯湯式急速加熱形	トップランナー基準の 95/100 (95%)	

【参考】ハイブリッド給湯器

- ハイブリッド給湯機は高効率ガス給湯器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つのユニットを組み合わせた構造
- 年間1次エネルギー消費量は従来型ガス給湯器に比べ45%削減



③ ガス調理機器

- ➡ ガス調理機器については平成16年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 平成17年2月に対象範囲に係る軽微な見直しを行い、平成19年2月のグリル部、平成20年2月にオーブン部に係る判断の基準を設定して以降、判断の基準等の見直しを実施していない
 - ➔ 省エネ法のトップランナー基準の目標年度はこんろ部が平成18（2006）年度、グリル部及びオーブン部が平成20（2008）年度

- ガス調理機器についてはエネルギー消費効率の改善は限界に近いことから、エネルギー消費効率以外の新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和5年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

■ 自動車6品目

- 自動車については令和3年度に我が国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度の46%削減目標を受けて、関連する制度・計画等の改定が行われ、自動車については早期の電動化に係る方針や目標等が設定されたところ
- グリーン購入法においても自動車の電動化に向けた計画・目標、税制改正大綱のエコカー減税の燃費基準値等を踏まえ、判断の基準等の見直しを実施
- 令和4年12月に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」においてエコカー減税が見直され、燃費基準値が段階的に強化されることとなったところ
- フロン排出抑制法に基づく指定製品である乗用車用エアコンの冷媒に係るGWPの目標値（150）が目標年度（2023年度）を迎えたところ

- 令和5年度以降のエコカー減税の見直し内容（燃費基準値）と整合を図ることとし、以下のとおり燃費基準値を見直し
 - 乗用車及び小型貨物車については令和6年度から見直し（7年度も見直し予定）
 - バス等、トラック等及びトラクタの重量車については令和7年度から見直し予定
 - 小型バスについては次年度において市場への供給状況等を踏まえ改めて検討
- 乗用車用エアコン冷媒に係るGWPの目標値に係る判断の基準を設定
 - ただし、令和8年度末までの経過措置を設定（モデルチェンジのタイミングで切り替えることから、一部の電動車等及び福祉対応車両等に影響が及ぶ）

自動車に係る判断の基準の見直しの概要

自動車の種類		令和6年度からの燃費※ ¹ に係る判断の基準		① 現行の燃費基準値※ ² ② 令和6年度の燃費基準値※ ² ③ 令和7年度からの燃費基準値※ ²
		基準値 1	基準値 2	
乗用車※ ³		電動車等※ ⁴ 併せてハイブリッド自動車の場合は <u>一定の燃費性能</u> を別途求める		① 令和12（2030）年度燃費基準値の <u>60%</u> 達成レベル※ ⁵ ② 令和12（2030）年度燃費基準値の <u>70%</u> 達成レベル※ ⁵ ③ 令和12（2030）年度燃費基準値の <u>80%</u> 達成レベル※ ⁵
小型バス※ ⁶		電動車等	次世代自動車※ ⁷ 又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 同上（ <u>据え置き</u> ） ③は <u>改めて検討</u>
小型貨物車※ ⁸		電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%</u> 超過達成レベル（軽貨物車・中量貨物車）又は <u>+15%</u> 超過達成レベル（ <u>軽量貨物車</u> ） ② 令和4（2022）年度燃費基準値の <u>90%</u> 達成レベル ③は <u>同左</u>
重量車	バス等※ ⁹	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%</u> 超過達成レベル ② 同上（ <u>据え置き</u> ） ③ 令和7（2025）年度燃費基準値の <u>95%</u> 達成レベル
	トラック等※ ¹⁰ トラクタ※ ¹¹			

※1：ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については現行（令和5年2月）の基準のとおり

※2：①は現行（令和5年度）の燃費に係る判断の基準、②は令和6年度の、③は令和7年度からの燃費に係る判断の基準（案）

※3：乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※4：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※5：令和2（2020）年度燃費基準値を達成しているものに限る

※6：乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車

※7：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

※8：車両総重量3.5t以下の貨物自動車

※9：乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車

※10：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）

※11：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）

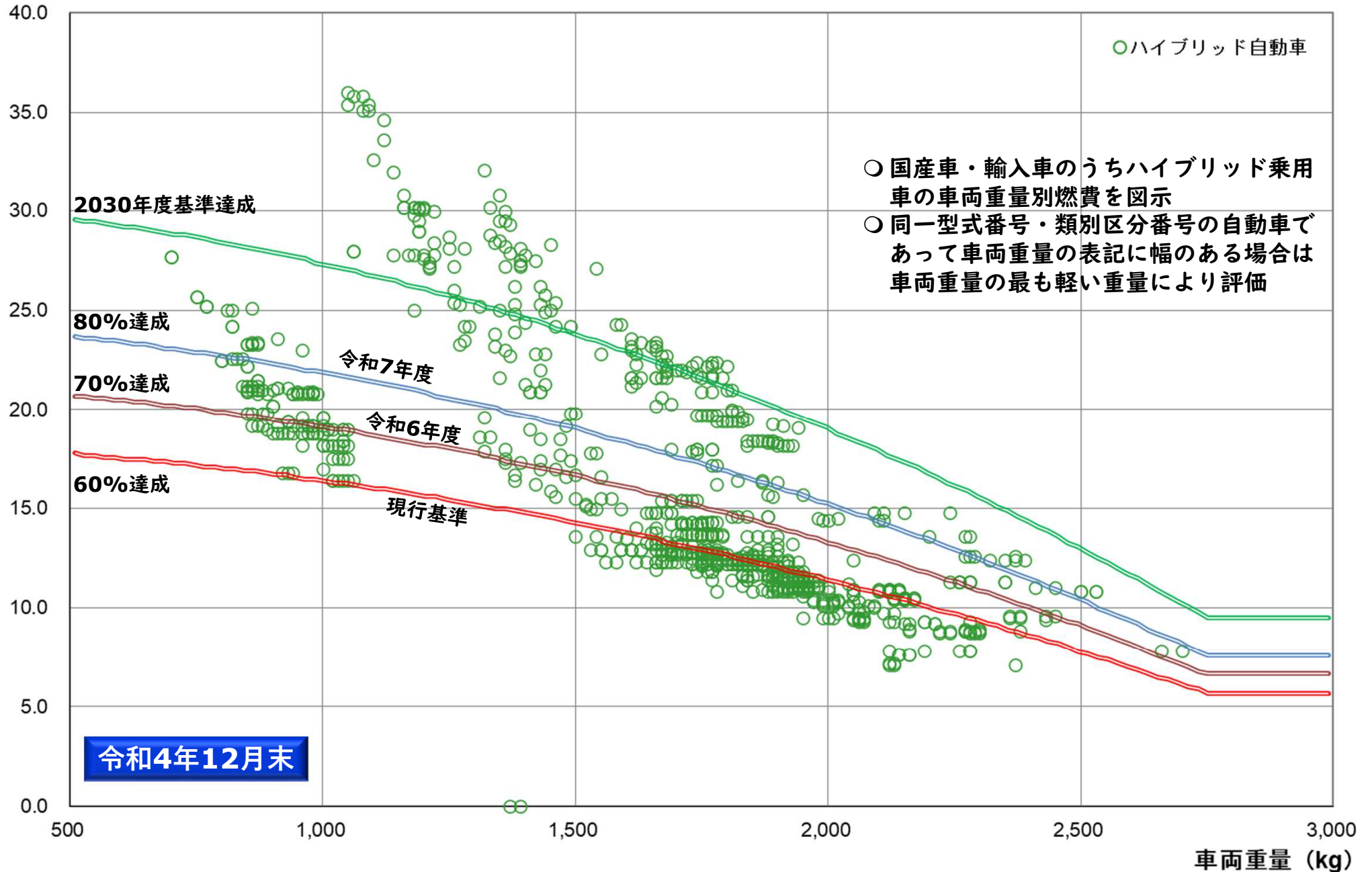
自動車の燃費に係る判断の基準の新旧比較

車種	現行の判断の基準（令和5年2月）	令和6年度の判断の基準の見直し案
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2及び備考12（ <u>2030年度基準60%達成レベル</u> ））	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2及び備考12（ <u>2030年度基準70%達成レベル</u> ））
小型バス	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（2015年度基準）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
小型貨物車	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（2015年度基準+5%～+15%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（ <u>2022年度基準90%達成レベル</u> ）を満たすもの
バス等	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（2015年度基準+5%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
トラック等	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（2015年度基準+5%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
トラクタ	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（2015年度基準+5%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）

注：令和7年度からの燃費基準値については、必要に応じ、市場への供給状況を踏まえ検討

HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>【判断の基準】</p> <p>① 乗用車にあつては、<u>次の要件を満たすこと。</u></p> <p>ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、<u>備考12に示された算定式により算定された燃費基準値</u>を下回らないこと。</p> <p>イ. <u>エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</u></p> <p>② 小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>

自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>【判断の基準】</p> <p>③ 小型貨物車にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1及び表4-2に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>④ バス等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑤ トラック等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑥ トラクタにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>

自動車6品目に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。③ 再生材が可能な限り使用されていること。④ バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。

自動車6品目に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であつて、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

自動車6品目に係る判断の基準等

備考) 12 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び係数 β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であって**0.7**

β ：燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

- 13 **判断の基準①イ及び配慮事項①**については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

自動車6品目に係る判断の基準等

- 備考) 19 ガソリンを燃料とする自動車にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 21 **判断の基準①イについては、令和9年3月末まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用しない。**

2. 主な見直し品目に係る判断の基準等 について

① 文具類

- ➔ 令和4年度においてプラスチック製クロステープを対象として明確化（布粘着テープに含む）したところであるが、再生材料配合率の算定から除くこととしているラミネート層においても再生材料を配合した製品が上市
- ➔ また、文具類に係る共通の判断の基準として「大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の95%以上）」に関する新たな基準を設定したところ（大部分の材料が金属類である品目については1年間の経過措置を設定）

- 布粘着テープについてはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価できるよう再生材料配合率の算定において「ラミネート層を除く **ことができる**」ことに見直し
 - ➔ ラミネート層に再生材料を使用している場合は再生材料の配合率に含めることができる（エコマーク認定基準に整合）
- 大部分の材料が金属類である品目に設定していた経過措置を終了
- ノートについては塗工印刷用紙に係る判断の基準等の見直しに伴うもの
- 前述のとおり、CFPガイドラインの策定に伴う算定方法を追記

② プロジェクタ

- プロジェクタは平成23年2月に特定調達品目として追加
- 平成25年2月に待機時消費電力の見直し、水銀ランプの回収に係る判断の基準等について改定を行うなど適時見直しを実施
- 平成30年2月にはLEDを光源とした製品の普及促進の観点から、固体光源の製品について製品本体重量及び消費電力に係る判断の基準の見直しを実施
- 令和元年2月には製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化、固体光源（LED、レーザー等）に係る判断の基準の見直し等を実施したところ

- プロジェクタの対象に有効光束**5,000lm以上**を加え対象範囲を拡大
 - 講堂などの広い場所等にプロジェクタを設置する場合も対象
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.145）を活用**（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - **グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）**
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

③ シュレッダー

- シュレッダーは平成16年2月より特定調達品目として追加
- 当初はモータの出力能力別に待機時消費電力に係る判断の基準を設定
- 平成27年度の見直しにおいて欧州の待機時消費電力基準（ErP Lot6）に対応するよう、待機時消費電力基準の強化、出荷時における低電力モード又はオフモードへの移行時間を配慮事項から判断の基準へ格上げ

- **特定の化学物質の使用制限**について配慮事項から判断の基準へ格上げ
 - 令和6年度1年間の経過措置を設定
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.161）を活用**（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - **グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）**
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

④ 電気便座

- 電気便座は令和4年度の見直しにおいて、暖房機能のみを有するものを対象から除外したほか、カーボンフットプリントが算定された製品であることを配慮事項に設定したところ
- 他方、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化については本年度において継続検討とされたところ

- 貯湯式及び瞬間式の電気便座について市場における供給状況を確認の上、**エネルギー消費効率**を強化
 - 令和6年度1年間の経過措置を設定

電気便座に係る基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）

区 分		基準エネルギー消費効率（kWh）
温水洗浄便座 （洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	貯湯式（貯湯タンク無し）	87

⑤ 自動水栓【公共工事】

- ➔ 公共工事の節水器具としての自動水栓は平成14年2月から特定調達品目に追加されたところであるが、定量的な判断の基準は設定されず、以降の期間においても判断の基準等の見直しは未実施
- ➔ 令和3年度において物品の「節水機器」に係る見直し検討を行い、節水型の機器について対象範囲、判断の基準等を整理。新たに自動水栓、節湯水栓等を加えた「給水栓」を追加

- 水使用量の削減、節水・節湯を通じた省エネルギーに寄与することから、公共工事の自動水栓においても、物品の自動水栓と同じ判断の基準を設定
 - ➔ トイレの洗面用または手洗用の自動水栓が対象

自動水栓に係る判断の基準等の概要

自動水栓の種類	判断の基準等の概要
自己発電機構付	ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。止水までの時間は2秒以内 イ. <u>水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧で吐水流量が5L/分以上</u> ウ. 単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する
AC100Vタイプ・乾電池式	ア及びイの要件は自動水栓（自己発電機構付）と同じ

3. 令和6年度継続検討品目等について

令和6年度継続検討品目等について

- 令和5年度において新規の品目追加や判断の基準等の見直し等に関する検討を実施した結果、令和6年度も引き続き検討を行うことが適当と判断された品目等は下表のとおり

分野又は品目	継続検討事項等
文具類（紙製文具）	<ul style="list-style-type: none">○ 紙製文具については、本年度の印刷用紙専門委員会における検討結果、原料となる紙・板紙の市場動向等を踏まえ、令和6年度において判断の基準等の見直しの必要性及び見直しが必要な場合の優先順位、判断の基準等について継続して検討（本年度提案品目）
ガス温水機器、石油温水機器	<ul style="list-style-type: none">○ ガス温水機器及び石油温水機器については、本年度の検討において判断の基準等の見直しを実施。従来型温水機器については、2025年度目標のトップランナー基準の達成レベルに基づく判断の基準を設定○ ガス温水機器、石油温水機器ともに、従来型温水機器の潜熱回収型への代替促進、より高効率の温水機器への転換等の観点から適切なエネルギー消費効率の基準について引き続き検討
自動車6品目	<ul style="list-style-type: none">○ 自動車6品目について令和5年度の税制改正（新たなエコカー減税の枠組み）を踏まえた燃費基準の強化等について検討を実施し、乗用車及び小型貨物車について燃費基準を強化したところ○ 乗用車及び重量車（バス等、トラック等及びトラクタ）については引き続き見直し（燃費基準の強化）を検討○ 小型バスについては燃費基準の強化の可能性を検討
防護服	<ul style="list-style-type: none">○ 防護服（再生ポリプロピレン繊維を使用）については、調達における用途等に関する検討が必要であり、現段階で一律に判断の基準等を設定することは困難であると判断されたことから、令和6年度において用途等の仕様を絞り込む等追加の可能性を引き続き検討（本年度提案品目）

4. その他の検討事項・品目等

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環法、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、プラスチックの使用削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応
塗工されていない印刷用紙、 塗工されている印刷用紙	令和4年度に令和7年度末までの時限措置として印刷用紙に係る判断の基準等を見直し 古紙の需給環境等を踏まえた印刷用紙に係る判断の基準等について印刷用紙専門委員会における検討結果を踏まえ見直し	終了
文具類	大部分の材料が金属類の製品について1年間の経過措置を設定	終了
コピー機等3品目	定量的環境情報（CFP）の算定・開示に係る基準値1を適用することについて1年間の経過措置を設定	終了